

令和3年9月30日

教育長 答 弁 実 録

（教育委員会）

（問）登校や学習機会の確保について

新型コロナウイルス感染は、今後も拡大と縮小を繰り返すと予想され、学校現場は新型コロナウイルスとうまく付き合っていかなければならない。児童生徒が動揺や混乱しないように、各ステージにおいて学校への登校方法など一定の基準を設け、オンラインなどを併用するなどして、できる限り学習機会を確保していく必要がある。今後のウィズコロナ下での登校方法や学習機会確保のための方策についてどのように考えているのか、教育長に伺う。

（答）

新型コロナウイルス感染症の影響がある中であっても、県立学校におきましては、学習の効果や子供の心身への影響等を踏まえ、学校内での感染対策を徹底した上で、原則、対面授業を実施し、子供たちの学習機会の確保を図っております。

一方で、各県立中・高等学校におきましては、ステージや医療のひっ迫等の状況に応じ、いつでもオンライン授業が実施できるよう、態勢を整備し、前回の緊急事態宣言下におきましては、5月24日から6月1日までの一週間、分散登校と併せてオンライン授業を実施したところでございます。

加えて、現在では、学校内に感染者が確認された場合は、感染状況に応じ、学校単位や学年単位などで臨時休業とし、登校を制限するとともに、オンライン授業を実施しております。

同様に、感染が不安で登校できない生徒や、家族等の濃厚接触者と特定され出席停止となった生徒に対しても、オンラインで授業を配信することなどにより、学習機会の確保を図っているところでございます。

また、小学校・中学校におきましても、感染拡大により、分散登校や臨時休業等をせざるを得なくなった場合などに、オンライン授業が実施できるよう態勢を整備することが必要であると考えております。

こうしたことから、市町の要望に応じ、市町立学校の態勢整備に向けて、県教育委員会がこれまでのノウハウを提供しているところでございます。

県教育委員会といたしましては、今後も、コロナ禍にあっても子供たちの学びを止めないよう、取組を進めてまいります。